

5G通信

Vol.13



いま話題の次世代通信『5G』に関する
とっておきの情報をご紹介します

5Gの商用化に向けた最新ロードマップ —世界編—

5Gの商用化に向けて各国の主導権争いが過熱しています。今回の5G通信では、各国の取り組み状況と商用化に向けた最新のロードマップをご紹介します！

5G商用化に向けカウントダウン

- 先進国を中心に世界各国で5G(第5世代移動通信システム)の実証実験や開発競争が繰り広げられる中、各国が掲げる商用サービス開始時期には若干差が見られます。
- 日本を含む多くの国が2020年を目指して5G商用化を目指す一方で、米国など一部の国の通信事業者はより早い段階で5Gサービスの提供を開始することを発表しています。



5G商用化の進展に向けた 4つの重要なポイント

- ✓ 通信インフラの整備
- ✓ 周波数帯の割り当て
- ✓ 5G関連技術の開発
- ✓ 政策や規制当局による後押し



各国の5G取り組み状況と最新ロードマップ

- 5Gの商用化に向けた各国の取り組み状況を総合的に見ると、米国や韓国、日本、中国などが他国に比べ、一歩リードしていると言われています。そして後を追う形で、英国やドイツなど欧州でも5Gの商用化に向けて具体的な取り組みが進められています。
- また、4Gが先進国から新興国へと段階的に普及したように、5Gの普及は当初先進国が牽引し、その後新興国に導入・普及するものと見られ、5Gは2020年以降も長期的に成長が期待できるテーマと言えます。

	各国の取り組み状況	2018年	2019年	2020年
米国	<ul style="list-style-type: none"> 2018年3月、小型基地局設置に関する規制緩和を発表 2018年11月に周波数帯オークションを開催予定 早ければ2018年後半に固定無線アクセス向けで5Gが使われる予定 	ベライゾン AT&T	スプリント Tモバイル	
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 政府の掲げる商用化目標は2020年 大手通信事業者も積極的に設備投資 平昌五輪では5Gの実証実験や関連製品で世界にアピール 2018年6月に周波数帯オークションを開催予定 		KT SKテレコム LGユー・プラス	
日本	<ul style="list-style-type: none"> 政府の掲げる商用化目標は2020年 大手通信事業者は都市部・郊外で実証実験を推進中 周波数帯の割り当ては「比較審査方式」を採用しているため、他国に比べスムーズに進む見込み 			NTTドコモ KDDI ソフトバンク
中国	<ul style="list-style-type: none"> 「第13次5ヵ年計画」で2020年までに5G商用化を目指すことを発表 市場規模等から関連産業の成長期待は大きい 			チャイナ・モバイル チャイナ・ユニコム チャイナ・テレコム
英国	<ul style="list-style-type: none"> 2018年に入り、5G導入に向けた動きが具体化 ブリティッシュ・テレコム傘下のEEが早ければ2019年後半に商用化を開始予定 		EE	
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 政府の掲げる商用化目標は2020年 通信事業者最大手ドイツテレコムは、2018年の設備投資額が154億米ドルとなる見込み 			ドイツテレコム

※上記は2018年5月現在の情報です。



【ご留意事項】

- 当資料はニューバーガー・バーマンの情報を基に三井住友トラスト・アセットマネジメントが投資判断の参考となる情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他の一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。